（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十三条　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
指定介護予防サービス介護給付費単位数表	指定介護予防サービス介護給付費単位数表
1～5　（略）	1～5　（略）
6　介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	6　介護予防短期入所生活介護費（1日につき）
イ　介護予防短期入所生活介護費	イ　介護予防短期入所生活介護費
(1)　単独型介護予防短期入所生活介護費	(1)　単独型介護予防短期入所生活介護費
(一)　単独型介護予防短期入所生活介護費(I)	(一)　単独型介護予防短期入所生活介護費(I)
a　要支援1　465単位	a　要支援1　465単位
b　要支援2　577単位	b　要支援2　577単位
(二)　単独型介護予防短期入所生活介護費(II)	(二)　単独型介護予防短期入所生活介護費(II)
a　要支援1　465単位	a　要支援1　465単位
b　要支援2　577単位	b　要支援2　577単位
(2)　併設型介護予防短期入所生活介護費	(2)　併設型介護予防短期入所生活介護費
(一)　併設型介護予防短期入所生活介護費(I)	(一)　併設型介護予防短期入所生活介護費(I)
a　要支援1　437単位	a　要支援1　437単位
b　要支援2　543単位	b　要支援2　543単位
(二)　併設型介護予防短期入所生活介護費(II)	(二)　併設型介護予防短期入所生活介護費(II)
a　要支援1　437単位	a　要支援1　437単位
b　要支援2　543単位	b　要支援2　543単位
ロ　ユニット型介護予防短期入所生活介護費	ロ　ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(1)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(1)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(一)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	(一)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)
a　要支援1　543単位	a　要支援1　543単位
b　要支援2　660単位	b　要支援2　660単位
(二)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	(二)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)
a　要支援1　543単位	a　要支援1　543単位
b　要支援2　660単位	b　要支援2　660単位
(2)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(2)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
(一)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	(一)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)
a　要支援1　512単位	a　要支援1　512単位
b　要支援2　636単位	b　要支援2　636単位
(二)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	(二)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)
a　要支援1　512単位	a　要支援1　512単位
b　要支援2　636単位	b　要支援2　636単位
注1～7　（略）	注1～7　（略）